

大規模災害等発生時における  
北海道地区国立大学等間の連携・協力に関する協定書

国立大学法人北海道大学、国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人室蘭工業大学、国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帯広畜産大学、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人北見工業大学、独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構苫小牧工業高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構釧路工業高等専門学校、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校、独立行政法人国立青少年教育振興機構大雪青少年交流の家及び独立行政法人国立青少年教育振興機構日高青少年自然の家（以下「北海道地区国立大学等」という。）は、北海道地区において大規模災害等が発生した場合に、互いに連携・協力をを行うことに合意し、次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に、被災し、又は被災する恐れがある北海道地区国立大学等（以下「被災大学等」という。）の業務継続と早期復旧のため、被災大学等に対し迅速かつ的確な支援及び復旧活動を行い、もって被災地域の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地震、風水害等の大規模な自然災害
- (2) 新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- (3) その他重大な事件・事故等

（連携・協力の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をを行う。

- (1) 救援・復旧活動に必要な役務及び物資の提供
- (2) 防災・減災のための取組に関する情報交換
- (3) その他第1条の目的達成のために必要と認める事項

（大規模災害等発生時の連絡体制）

第4条 被災大学等から前条第1号に定める役務及び物資の提供を要請する場合の連絡先是、国立大学法人北海道大学とする。ただし、国立大学法人北海道大学が被災した場合は、国立大学法人旭川医科大学とする。

（平常時の相互協力）

第5条 北海道地区国立大学等は、平常時においても大規模災害等の対策に係る情報共有を図るよう努めるものとする。

（他の協定との関係）

第6条 この協定は、北海道地区国立大学等が別に締結した災害等における連携・協力に関する協定を妨げるものではない。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、北海道地区国立大学等から改廃の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めるもののほか、協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

2 この協定に関して協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議を行う。

この協定の締結の証として、協定書13通を作成し、北海道地区国立大学等の長が署名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月23日

国立大学法人北海道大学

総長 名和豊春

国立大学法人室蘭工業大学

学長 宮内良喜

国立大学法人帯広畜産大学

学長 田中洋一郎

国立大学法人北見工業大学

学長 高橋信夫

独立行政法人国立高等専門学校機構

函館工業高等専門学校

校長 但野茂

独立行政法人国立高等専門学校機構

釧路工業高等専門学校

校長 岸徳光

独立行政法人国立青少年教育振興機構

大雪青少年交流の家

所長 渡部徹

国立大学法人北海道教育大学

学長 蛇穴治夫

国立大学法人小樽商科大学

学長 伊藤洋介

国立大学法人旭川医科大学

学長 佐野里加

独立行政法人国立高等専門学校機構

苫小牧工業高等専門学校

校長 重川一哉

独立行政法人国立高等専門学校機構

旭川工業高等専門学校

校長 清水啓一郎

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立日高青少年自然の家

所長 久保田康雄